

第 20 回 玉村町農業委員会 議事録 （部会）

事務局：ただ今から、第 20 回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
昨日から厳しい寒さになってきました。

事務局：ありがとうございました。それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については本会議で審議しますが、今回の番号 1 については 8 月に申請があり審議した農転取消の案件になりますので、3 条申請にあたって部会でも現地確認をしておきたいと思います。なお、農転取消の申請は、1 月中旬に県の担当者が現地を確認し、農地と認められたとのことで 1 月 23 日付で農転取消となっており、現在は農地となっています。

5 番委員：本件の申請人は、別件の農地転用案件で「事前着工があるが現状復旧は難しいので始末書の提出で許可してほしい」と主張しているが、そちらは農地に戻せないと言い、本件は努力して農地に復旧したので農地転用を取り消してくれと言う。都合の良い話でつじつまが合わないのではないか。また、本件は当町の農業委員会で「取消は適当でない」という意見を県に送付したにもかかわらず、県は許可を取消したのか。理由や経緯がわかるような説明や資料をお願いしたい。

事務局：関係書類は閲覧できるので用意する。

事務局：次に議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

<番号 1 の内容について説明>

次に、番号 2 の案件ですが、事情により県と申請者での調整が続いており、現在保留中となっております。審議は今回は行わず、次回以降に回します（取り下げになる可能性もあります）。

部会長：現地確認に行く前に何か質問はありますか。

<質疑応答>

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。
では、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第20回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
昨月末に前橋で豚熱が発生し防疫作業が行われた。一方、鳥インフルも全国で51例目となり、卵も値上がりしている。昨今では米の値上がりの報道が過熱しているが、生産コスト面の話は触れておらず、農家への厳しい状況が続いている。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は3番 横堀弘之 委員 4番 塚越 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

議案第1号 番号1については、7番委員が利害関係人となりますので、一時退席をお願いいたします。

<7番委員は一時退席>

事務局：議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請地は8月に農地転用取消の申請が出た農地であり、玉村町農業委員会としては「農地に戻すことは適当でない」という意見を決定し県に送付しましたが、その後の状況の改善を受け、1月下旬に県の担当者が現地確認を行い、1月23日付で県が農地転用取消を認め、農地に戻っております。そのため、今回農地として3条の申請が出ておりますので、ご審議をお願いいたします。なお、農転取消に際して異論が出た案件のため、本件は部会で現地確認を行っておりますので、それも踏まえてご判断ください。

<番号1について説明>

議長：それでは、番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議 長 ：次に、番号 2 について説明をお願いします

事務局 ：＜番号 2 について説明＞

議 長 ：それでは、番号 2 について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 2 について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 2 は原案のとおり**許可**と決定いたします。

以上で議案第 1 号を終わりにします。

議 長 ：次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ：議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。

＜番号 1 について説明＞

議 長 ：それでは、議案第 2 号 番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 ：部会にて現地確認と審議を行った結果、申請地に関しては近隣農地に与える影響は少なく、許可相当であると判断しました。

議 長 ：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局：番号 2 の案件ですが、事情により県と申請者での調整が続いており、現在保留中となっております。審議は今回は行わず、次回以降に回します（取り下げになる可能性もあります）。

議 長：番号 2 は見送りとし、以上で議案第 2 号を終了いたします。

議 長：次に、議案第 3 号「玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案第 3 号 玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について説明いたします。これは、町で受付した農業振興地域整備計画において農用地区域からの除外申請を受付したものです。農業委員会には、今回町が受付した案件について、農業への影響について意見を求められております。

＜議案資料に基づき、事務局が計画の変更について説明＞

議 長：それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（異議なし）

議 長：それでは、今回の玉村町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会では意見なしといたします。

議 長：次に、議案第 4 号について、事務局より説明をお願いします。

事務局：本日の追加議案で第 4 号を加えました。議案第 4 号 農用地利用集積計画（売買等支援事業）について説明いたします。集積計画に記載してあるとおり、保有する群馬県農業公社から買受者への売却手続きとなります。農業委員会での承認後、町がこの計画を公告することで売却手続きが進行します。

議 長：それでは、議案第 4 号について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第 4 号について、**承認**と

することに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第 4 号は原案のとおり承認と決定いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第 1 項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。相続で3件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による通知書の受理状況について報告いたします。3件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質疑応答>

それでは、報告事項について、終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○農地の賃借料情報について
・R6 年中の賃借料情報 別紙
・作業委託料 → 燃料資材人件費の高騰を反映し、2 割程度引き上げる

○じゃがいもの定植について
・3月14日(木)で学校と調整する

○R6 玉村町社会福祉協議会特別賛助会員費について

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。